

# 行財政改革 アクションプラン 2010 の達成 状況

平成 17 年度

- 1 概要説明
- 2 行財政改革アクションプラン 2010  
の達成状況
  - (1) 主要な財政目標の達成状況  
平成 16 年度
  - (2) 最重点課題の達成状況一覧
  - (3) 主な重点課題の達成状況  
一覧
  - (4) 主な推進課題の達成状況  
一覧
  - (5) 行財政改革アクションプラン  
2010 の実施による財源効果

## 行財政改革アクションプラン 2010 達成状況 平成 17 年度

### 1 概要説明

市は、職員数や組織のスリム化、業務の民間委託などに取り組み、徹底した事務の合理化・効率化を図ってきました。平成 12 年には、「21 世紀型自治体 = 効率的で開かれた自治体」を目指して、「三鷹市行財政改革システム大綱」及び「三鷹市行財政改革実施方策」を策定し、目標の達成に向けて積極的に行財政改革に取り組んだ結果、平成 16 年度までに目標の水準を達成あるいは概ね順調に取り組みが進みました。

一方この間、依然として厳しい社会経済状況が続き、また、地方分権の進展、社会の複雑化などを反映し、多岐にわたる分野で、市の行政サービスに対するニーズが高まりました。

このような状況の中で、市は、基本構想や基本計画を始めとした計画を実現し、新たな課題にスピーディに対応するため、平成 17 年 3 月に、平成 22 年度を目標年次とする「三鷹市行財政改革アクションプラン 2010」(以下「アクションプラン」という。)を策定しました。

#### 行財政改革アクションプラン2010策定の目的

バランスの取れたハイクオリティな自治体を目指して、「21世紀型自治体」の経営のあり方を「創造的な自治体経営」とし、自治体経営の質の向上、サービスの質の向上と評価システムの確立、民営化・委託化の一層の推進、協働領域の拡大促進、に取り組みます。

そのため、「選択と集中」により限られた経営資源を最大限生かしていくとともに、従来から取り組みを行っている数量的削減に加え、市民やNPOなどとの協働を推進し、また事務の民間化・委託化を行うなど質的な変革を進めます。さらに常に学び、改善・改革に挑戦する「学習する組織」をつくることにより、市の組織全体が経営感覚を持ち、スピーディで確かな政策判断ができる仕組みを構築します。

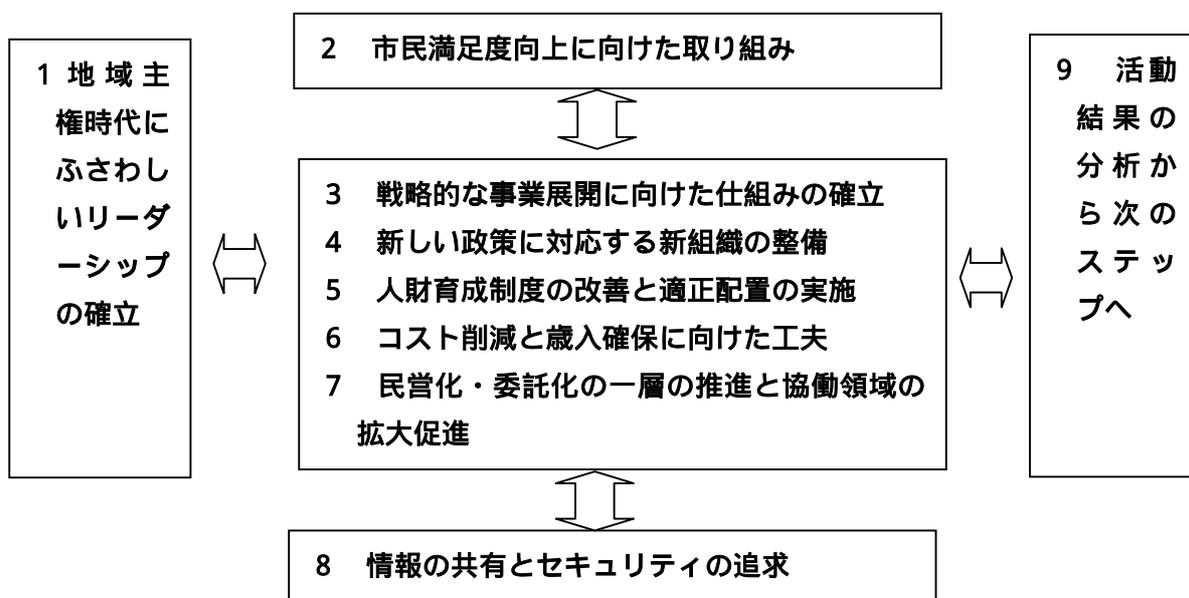
#### 行財政改革アクションプラン2010の体系

体系 1	<b>地域主権時代にふさわしいリーダーシップの確立《新しい自治のかたちづくり》</b> 市長のリーダーシップのもと、地域主権の時代にふさわしい新たな経営戦略を打ち立て、確実な実行を図る。また、着実な分権の推進を図るため、国に対して税源移譲を求めている。
体系 2	<b>市民満足度向上に向けた取り組み《笑顔が輝く窓口づくり》</b> 市民の視点に立った窓口業務の確立を目指すとともに、市民意向を聴く広聴機能の充実を図り、顧客満足度向上の考え方を徹底する。
体系 3	<b>戦略的な事業展開に向けた仕組みの確立《成果志向の仕組みづくり》</b> 総合行政評価システムを構築する中で、各部が経営的視点を持って、目標を掲げ、確実に実行していく仕組みをつくる。
体系 4	<b>新しい政策に対応する新組織の整備《打てば響く組織づくり》</b> 変化の激しい現代にあって、新たな政策における市長の指示に迅速に対応でき、また現場からの問題提起をしっかりと反映できる柔軟で機動的な組織をつくる。
体系 5	<b>人財育成制度の改善と適正配置の実施《一騎当千の職員づくり》</b> 人事考課・昇任昇格制度の改善を進め、職員一人ひとりがそれぞれの職場で、自信と気概を持って改革、改善への意欲を持てるような仕組みをつくる。また、職員定数の見直しをさらに進める。

体系 6	<b>コスト削減と歳入確保に向けた工夫《秒給、分給のコスト意識づくり》</b> 職員一人ひとりがコスト意識を持ち、経営的視点を持つ取り組みを強化し、民間的発想で新たな事業展開とスピーディな事務処理を目指すとともに、受益と負担の考え方の徹底、 税収の向上を始め財源確保に向けた積極的な展開を図る。
体系 7	<b>民営化・委託化の一層の推進と協働領域の拡大促進《パートナーを大切にする組織づくり》</b> 市の事業の見直しを徹底し、民営化、委託化のさらなる推進を図るとともに、市民・N P O等との新たなパートナーとしての関係を構築する。
体系 8	<b>情報の共有とセキュリティの追求《誰もが安心できる情報システムづくり》</b> 自治体経営白書などさらなる情報提供を進め、開かれた自治体を目指すとともに、情報セ キュリティマネジメントの確立に努める。
体系 9	<b>活動結果の分析から次のステップへ《さらなる改革の風土づくり》</b> まちづくり総合研究所の設置・活用を進めるとともに、経営品質評価・ S O 14001等の外部評価への積極的な取り組みを進める。

### 創造的な自治体経営の概念図

～ 創造的な自治体経営を目指して～



## 2 行財政改革アクションプラン2010アクションプランの達成状況

アクションプランの主要な財政目標と、個別課題の達成状況については、次のとおりです。

### (1) 主要な財政目標の達成状況 平成 16 年度

区 分	目標値（平成22年度まで）	平成16年度実績	（平成15年度実績）
経常収支比率	概ね80%台を維持	87.6%	（ 86.8% ）
公債費比率	概ね13%を超えないこと	10.0%	（ 9.9% ）
準公債費比率	概ね17%を超えないこと	13.0%	（ 13.0% ）
人件費比率	概ね25%を超えないこと	20.7%	（ 21.5% ）

(2) 最重点課題の達成状況一覧

体系3 戦略的な事業展開に向けた仕組みの確立

改善項目	(1) 選択と集中をさらに進めるための戦略的評価・予算編成の推進(企画部企画経営室、財政課)	
改善の取り組みの概要	<p>事業評価や「各部の運営方針と目標」等の改善、政策会議の運営方式の充実を図る。また、総合行政評価システムと組織評価・人事評価との連動を図る。</p> <p>予算編成過程において、すべての経費を 政策的経費、 義務的経費及び財政部門の査定を必要とする経費、 各部の実践的・自主的な予算編成に委ねる経費、の3種別に区分し、 については政策会議において「重点的に取り組む課題」として決定された事業に集中・特化し、理事者協議等を経ながら機動的に予算化を行う。 については、従来の枠配分額を大幅に拡大し、各部への配分を事業ベースから充当可能一般財源ベースに転換する。</p> <p>さらに、各部の予算見積りの過程において、 の配分額に余剰金が生じた場合に、翌年度以降での繰越し活用を認めるとともに、当該経費に係る決算余剰金について、創意工夫による経費節減努力の成果によるもの等について次回予算における枠配分への加算を認めるなど、財源の複数年管理を活用し、効率的・効果的な予算編成を各部において自主的に推進するシステムを導入する。</p>	<p>年次計画</p> <p>平成 16 年度から、事業評価等の改善等及び予算の枠の拡大等</p>
平成 17 年度までの実績と取り組み効果	<p>三鷹市は、第 3 次基本計画の着実な推進や市民への説明責任を果たすことを目的として、平成 14 年度から計画の主要事業を対象とした事業評価制度を推進している。また、各部の戦略的な事業展開と事業の「優先度評価」を行うために、平成 15 年度から、「各部の運営方針と目標」を策定・公表している。その後、秋に行う中間評価の「政策会議」では、各部が提案した「各部ベスト 10 事業」を踏まえ、「オール三鷹市」の視点で翌年度の重点課題や重点事業を設定した。重点事業は「政策的経費」の事業とされるとともに、重点事業以外の事業は、各部に配分される「各部の実践的・自主的な予算編成に委ねる経費」の枠内で予算化することとなり、「選択と集中」による重点課題・戦略課題の設定と、各部の創意工夫による自主的な予算編成が推進されている。特に平成 18 年度予算編成にあたっては、創造的予算編成方式の一つの柱であるインセンティブ手法を導入し、主管部の節減努力により確保した財源等を活用しながら、各部が予算編成に取り組んだ。予算の標準化については、標準項目及び標準単価設定のための情報収集に着手している。また政策会議において、各部が中間評価や翌年度の取り組みについて説明する時間を拡大し、より実質的な議論ができるように改善を図った。</p>	

体系5 人財育成制度の改善と適正配置の実施

改善項目	(1) 戦略的視点に立った職員定数の見直し・適正配置の実施(総務部職員課)	
改善の取り組みの概要	<p>将来的な人事構成を視野に入れて、改革のDNAを引き継ぎ、発展できるように、多様な採用のあり方などを検討するとともに、新規採用も計画的に実施する。</p> <p>1 引き続き、職員定数の削減に向けて、事務事業の見直し～民営化・委託化の拡大、嘱託職員等の活用の拡大をさらに進めるとともに、職員自らが業務内容を見直す仕組みを作り、自発的な改革の環境づくりを目指す。</p> <p>2 職員構成について、正規職員・嘱託職員・臨時職員といった多様な形態が進む中で、それぞれの役割・責任をより明確化し、適正な人事配置を進める。</p> <p>3 職員の退職に合わせて、定数の見直しを進めていくが、新たな行政需要に対応するために必要な一定数の職員の継続的採用を行い、今後の改革を担う次の世代を育成する体制を構築する。</p>	<p>年次計画</p> <p>平成 16 年度に職員定数見直しの前期目標を達成した。</p> <p>平成 17 年度からも、継続して職員定数の見直しを行う。</p>
平成 17 年度までの実績と取り組み効果	<p>平成 14 年度(決算) 22 人 × 8,909 千円 = 195,998 千円                      平成 15 年度(決算) 32 人 × 8,845 千円 = 283,040 千円                      平成 16 年度(決算) 28 人 × 8,848 千円 = 247,744 千円                      平成 17 年度当初(予算) 20 人 × 9,045 千円 = 180,900 千円 [各年度とも単年度効果]</p> <p>参考:平成 8 年策定の三鷹市行財政改革の方策及び平成 12 年度に策定された、三鷹市行財政システム改革実施方策(目標年次:平成 17 年)で掲げた計画期間内に、延べ 257 人の職員定数見直しを行った。</p> <p>現在及び将来の社会経済状況の見通しを踏まえ、引き続き民営化、委託化等による職員定数の見直し(111 頁・図 1 参照)に取り組みつ、ますます複雑化、多様化する市民ニーズに応えていくため、職員の健康管理支援、特にメンタルヘルス対策に力を入れることとした。また、病気等による長期の休業者が生じた場合には、業務への影響を最小限に食い止めるための要員の弾力的配置や業務の質に応じた適正配置について検討を行った。</p> <p>さらに、地方分権時代を担う優秀な職員を安定的に確保し、改革の DNA を引き継ぐことができるよう、計画的な新規採用を行い、今後も継続していくこととした。</p>	

## 体系7 民営化・委託化の一層の推進と協働領域の拡大促進

<b>改善項目</b>	<b>(1) 学校給食の質の確保と自校方式による給食調理業務の委託化の検討（教育部学務課）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	<p>1 自校方式による安全でおいしい給食の提供を目指す。すなわち、市内産野菜の活用やアレルギー対策などのきめ細かな対応、厳格な衛生管理の徹底や安全な食材の使用、さらに食育の指導など、いっそうの充実を図る。</p> <p>そのため、栄養教諭資格者の活用を含め、食の指導体制を強化するとともに、段階的に委託化を図り、より効率的で質の高い低コストの給食づくりを行う。また委託業者に対するスーパーバイザーを配置するとともに、委託についての評価を行っていく。</p> <p>2 1を推進するため、保護者や栄養士、学校長など約 15 人で構成される「学校給食のあり方検討委員会」（仮称）を立ち上げ、意見を聞きながらまとめていく。</p>	<b>年次計画</b>
		平成 17 年度から検討 平成 19 年度までに実施
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	<p>「三鷹市立小・中学校給食のあり方検討委員会」を設置し、学校給食の質の充実と効率化に向けて検討を重ね、報告書を取りまとめた。</p> <p>報告書では、自校方式を堅持して、「食育の推進」「給食内容の充実」「安全・衛生管理の徹底」により学校給食の質の充実を図るとともに、給食調理業務の民間委託を段階的に進めることが望ましいとしている。</p> <p>この報告書を踏まえて、教育委員会において学校給食の充実と効率的運営に関する実施方針（案）を作成し、市民の意見を取り入れながら平成 18 年度前半までに方針を策定することとした。</p>	

<b>改善項目</b>	<b>(2) 市立保育園の保育の質の確保と効率的な運営（健康福祉部子育て支援室）</b>	
<b>改善の取り組みの概要</b>	<p>1 近年の公立保育園の経営をめぐる状況は、福祉改革のなかで民営化、認証保育所の設置を始め事業委託や短時間保育士の導入など規制緩和が進むとともに、運営の効率化が進められている。そこで、市立保育園の運営について、経営主体のあり方、事業内容、人員配置基準、事業委託の推進</p> <p>方策などを市民に分かりやすい方法で検討していく必要がある。</p> <p>2 平成 17 年度に市民・学識者・保育関係者等の参加を得て、具体的な検討を行う。</p>	<b>年次計画</b>
		平成 17 年度から検討 平成 19 年度までに実施
<b>平成 17 年度までの実績と取り組み効果</b>	<p>平成 17 年 5 月に、学識経験者、市民の委員を含めた公設民営保育園運営評価委員会を設置し、報告書の提出を受けた。</p> <p>また、保育の質及び継続性を保ちつつ効率的な運営を行うため、西野保育園を、園長等の市職員の一部派遣による、ゆるやかな公設民営化方式とするなどの「市立保育園の効率的運営のあり方に関する基本方針」を公表、パブリックコメントの後、平成 18 年 2 月に確定した。</p>	

